

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2022 年 12 月 28 日

【発行者の名称】

株式会社 manaby
(manaby Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 岡崎 衛

【本店の所在の場所】

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 6 番 30 号
ディーグランツ仙台ビル 5 階

【電話番号】

(022)355-6626 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 C F O 河治 惇一

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 6 番 17 号
トラッドビル 5 階

【電話番号】

(03)6262-7988 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 C F O 河治 惇一

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社 manaby

<https://manaby.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引

所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期 (中間)	第 7 期 (中間)	第 5 期	第 6 期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (千円)	284, 157	310, 034	529, 524	557, 931
経常利益又は経常損失(△) (千円)	29, 145	△50, 703	71, 284	△10, 098
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	18, 314	△34, 133	49, 541	△9, 144
純資産額 (千円)	146, 232	84, 640	127, 918	118, 773
総資産額 (千円)	461, 832	670, 740	304, 778	828, 839
1 株当たり純資産額 (円)	93. 08	53, 88	81. 42	75. 60
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり中間(当期)純利益又は 1 株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	11. 65	△21. 72	31. 53	△5. 82
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31. 6	12. 6	41. 9	14. 3
自己資本利益率 (%)	13. 3	△33. 6	48. 0	△7. 4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15, 210	△60, 689	84, 162	△5, 177
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	830	△612	△741	△16, 182
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	144, 268	△126, 526	4, 060	525, 256
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	308, 488	464, 246	148, 179	652, 074
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	71 (—)	91 (—)	70 (—)	89 (—)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第 5 期及び第 6 期(中間)は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また第 6 期及び第 7 期(中間)は中間(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、第 5 期、第 6 期及び第 6 期(中間)については、当社株式が非上場であるため、第 7 期(中間)については 1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

年月	事項
2016年 6 月	就労移行支援事業所の運営を目的として株式会社manabiを宮城県仙台市若林区にて設立
2017年 3 月	宮城県仙台市宮城野区にて直営の就労移行支援事業所第 1 号店である仙台駅前事業所を開所 株式会社manabyに商号変更
2017年 4 月	宮城県石巻市にてCSP（フランチャイズ）（注）就労移行支援事業所である石巻事業所を開所
2017年 4 月	神奈川県川崎市中原区にて直営の就労移行支援事業所である武蔵小杉駅前事業所（現・川崎事業所）を開所。関東に進出
2018年 1 月	福島県郡山市にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である郡山駅前事業所を開所。福島県初開所
2018年 6 月	宮城県仙台市宮城野区にてオンライン就労支援事業「manaby WORKS」を開始
2018年 8 月	宮城県仙台市青葉区にて直営の就労継続支援 B 型事業所第 1 号店であるCREATORS仙台を開所し、就労継続支援 B 型事業「manaby CREATORS」を開始
2018年 9 月	千葉県千葉市中央区にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である千葉中央事業所を開所。千葉県初開所
2019年 2 月	東京都府中市にて直営の就労移行支援事業所である府中駅前事業所を開所。東京都初開所
2019年 7 月	仙台市「仙台未来創造企業」認定
2019年 7 月	東京都中央区に東京支社を開設
2020年 6 月	兵庫県神戸市中央区にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である三宮事業所を開所。関西に進出
2020年10月	経済産業省「地域未来牽引企業」選定
2020年11月	経済産業省 東北経済産業局「J-Startup TOHOKU」選定
2021年 2 月	大阪府大阪市中央区にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である大阪本町事業所を開所。大阪府初開所
2022年 1 月	埼玉県さいたま市にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である大宮事業所を開所。埼玉県初開所
2022年 3 月	大阪府大阪市北区にて直営の就労移行支援事業所である大阪梅田事業所を開所。直営としては関西初開所
2022年 4 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式上場
2022年 5 月	茨城県土浦市にてCSP（フランチャイズ）就労移行支援事業所である土浦事業所を開所。茨城県初開所

（注）CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

3 【事業の内容】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「一人ひとりが自分らしく働ける社会をつくる」をコーポレートミッションに掲げ、働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する支援サービス等の提供を通じて、「うまく生きるのではなく、らしく生きるための学び」を実現していくことを、会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」で構成される「就労支援事業」を主力事業と位置づけております。また、事業ドメインを「働きづらさや生きづらさを抱える方々に対する多様な就労スタイル等の提供」と定義し、同ドメインにおける新規サービスの創出を通じて人々の生活の質の向上に貢献することで、持続的な企業成長を実現してまいります。

加えて当社は、福祉分野におけるソーシャル・テック・カンパニーを目指し、ICT機器の積極的な活用や、eラーニングシステム等から収集したビッグデータを活用し、支援サービスの品質向上に貢献してまいります。

(3) 事業の内容

当社は、宮城県、神奈川県、東京都、埼玉県、大阪府及び茨城県において、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所および就労継続支援B型事業所の運営を主軸とした就労支援事業を行っています。障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いから、独自開発のeラーニングシステムで学ぶ仕組みを開発し、それによって外出困難な方も在宅訓練にてITスキルを学び、在宅就労を目指すことができるのが特長です。

当社のeラーニングシステムでは、一般的な事務系ソフトだけでなく、Web制作やプログラミング、デザイン、CAD等の多様なスキルを学べるほか、専門家監修のセルフケア等の就労支援ならではのコンテンツを提供しています。動画を視聴しながら操作を行う形式で、利用者の集中力を維持しやすいチャプター構成、聞きやすいナレーション速度、選択式の字幕表示等、就労支援事業の現場での利用者の声を反映しながら日々改良を重ねてきました。それにより、数あるオンライン学習サービスとの差別化を図っております。

当社のeラーニングシステムを用いて、利用者が個別にスキル学習を進めることができるため、支援スタッフが利用者向き合う時間を確保しやすいことも当社の支援サービスの強みであります。当該サービスにおいてはダイアログ（対話）に基づく支援サービスを重視しており、社内で定期的に専門家による支援スタッフ向けのダイアログ研修を実施しております。実際の支援の場面において、ダイアログを通して「自分らしさとは何か」を利用者と支援スタッフが一緒に考えて整理することで、就職後のミスマッチを防ぎ、利用者が長く働き続けられることを目指しております。

また、当社は独自のパートナーシップ制度「Change Social Partner (CSP) 制度」を設け、当社のコーポレートミッションに共感する企業と連携して、就労移行支援事業「manaby」と就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」にかかるフランチャイズ事業を展開しております。CSPでは、直営の宮城県、神奈川県、東京都、大阪府に加え、埼玉県、福島県、千葉県、兵庫県、茨城県においても事業所展開を行っております。

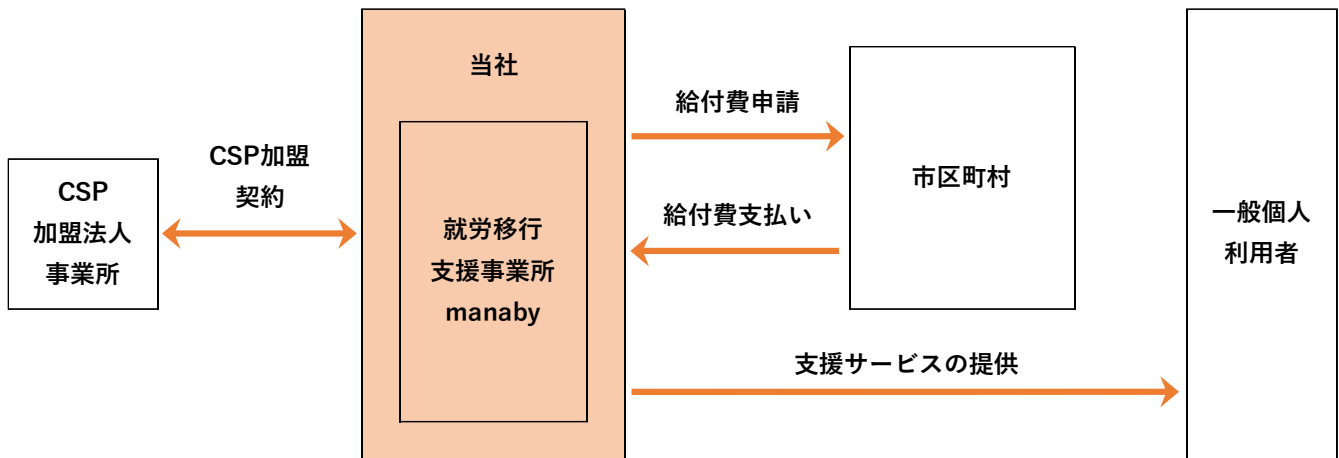
なお、当社は、「就労支援事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しておりますが、主要な業務として就労移行支援事業「manaby」、就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」、オンライン就労支援事業「manaby WORKS」に区分して、その内容を記載します。

① 就労移行支援事業「manaby」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。一般就労を希望する原則18歳以上65歳未満で、且つ地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労移行支援事業所において、コミュニケーションスキルやITスキル、セルフケア等に関する訓練や求職活動に関する支援を行う等、障害のある方が一般企業で働くまでの道のりを包括的にサポートするための支援サービスを提供しております。

当社は、障害によって働くことを諦めて欲しくないという思いから、在宅就労に向けた在宅訓練の仕組みを構築しております。

(就労移行支援事業「manaby」の事業系統図)

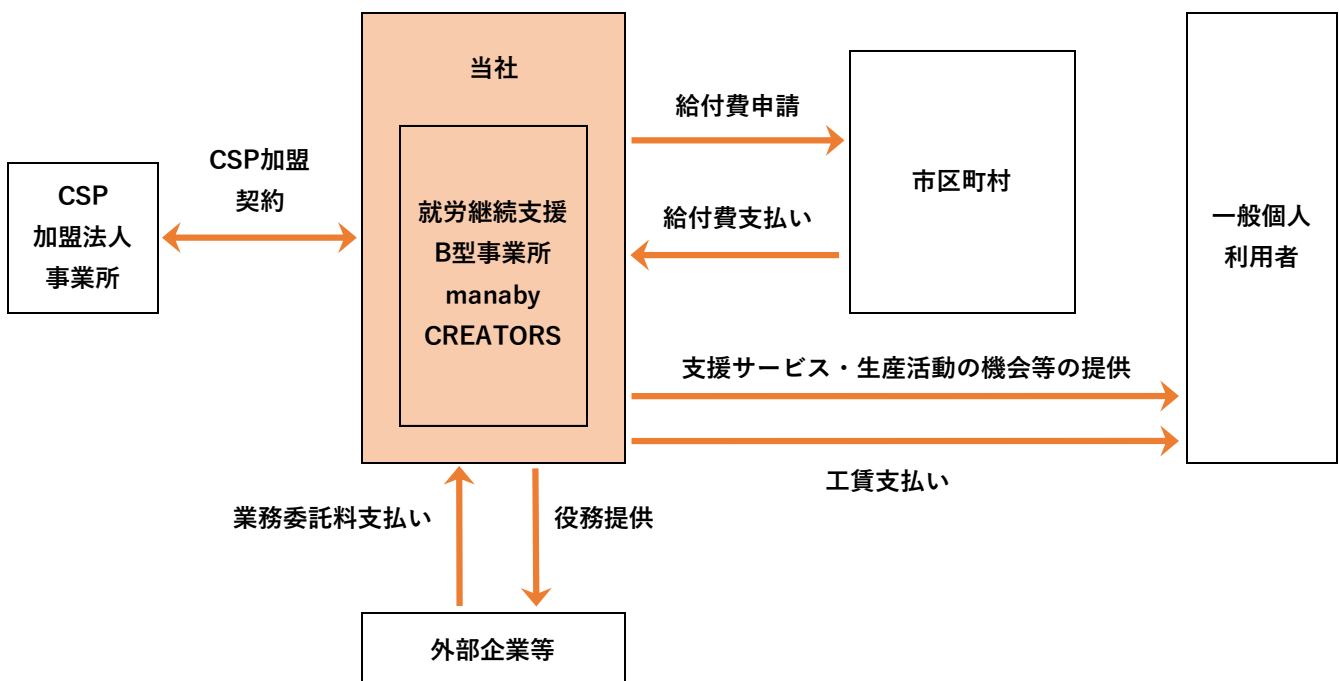


② 就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」

当事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つであります。就労を希望するも障害や病状により一般企業での就労が困難な方で地方自治体（市区町村）から障害福祉サービス受給者証を発行された方を対象に、当社が運営する就労継続支援B型事業所において、生産活動の機会や就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を提供しております。生産活動の機会の提供については、当社が運営する就労継続支援B型事業所が外部企業等から業務を受託することで確保されます。

当社は、就労移行支援事業を行う中で出会った「障害や病状により一般企業での就労が困難な方」の受け皿として、Webメディアの運営や表現活動等を通じて、自分らしく働ける場所を提供したいとの思いから、当事業をスタートしました。

(就労継続支援B型事業「manaby CREATORS」の事業系統図)



③ オンライン就労支援事業「manaby WORKS」

当事業は、キャリアカウンセリング付の定額制eラーニングサービスであります。就労移行支援事業「manaby」を運営する中で、すでに就労中であるなどの理由から「障害福祉サービスを利用できない人が

いる」という現実に直面し、誰でも利用できる定額制のサービスをスタートしました。

(就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の一覧)

地域	事業所数	直営・CSP	事業種別	事業所名	都道府県	開所年月
東北地区	9 事業所	直営	就労移行支援	仙台駅前事業所	宮城県	2016 年 6 月
		直営(注) 1	就労移行支援	石巻駅前事業所	宮城県	2017 年 4 月
		直営(注) 1	就労移行支援	長町駅前事業所	宮城県	2017 年 9 月
		CSP	就労移行支援	郡山駅前事業所	福島県	2018 年 1 月
		CSP	就労移行支援	福島事業所	福島県	2018 年 4 月
		CSP	就労移行支援	泉中央事業所	宮城県	2018 年 7 月
		直営	就労継続支援B型	CREATORS 仙台	宮城県	2018 年 8 月
		直営	就労移行支援	古川事業所	宮城県	2019 年 12 月
		CSP	就労継続支援B型	CREATORS 名取駅前	宮城県	2021 年 6 月
関東地区	15 事業所	直営	就労移行支援	横浜関内駅前事業所	神奈川県	2017 年 10 月
		CSP	就労移行支援	相模原駅前事業所	神奈川県	2018 年 3 月
		CSP	就労移行支援	鶴見駅前事業所	神奈川県	2018 年 6 月
		CSP	就労移行支援	千葉中央事業所	千葉県	2018 年 9 月
		直営(注) 2	就労移行支援	川崎事業所	神奈川県	2017 年 4 月
		直営	就労移行支援	府中駅前事業所	東京都	2019 年 2 月
		CSP	就労移行支援	駒込駅前事業所	東京都	2019 年 4 月
		CSP	就労移行支援	本厚木駅前事業所	神奈川県	2019 年 6 月
		直営	就労移行支援	横浜長者町事業所	神奈川県	2019 年 11 月
		CSP	就労移行支援	行徳駅前事業所	千葉県	2020 年 1 月
		CSP	就労移行支援	船橋駅前事業所	千葉県	2021 年 4 月
		CSP	就労移行支援	秋葉原事業所	東京都	2021 年 9 月
		CSP	就労移行支援	新横浜駅前事業所	神奈川県	2021 年 11 月
		CSP	就労移行支援	大宮事業所	埼玉県	2022 年 1 月
		CSP	就労移行支援	土浦事業所	茨城県	2022 年 5 月
関西地区	5 事業所	CSP	就労移行支援	三宮事業所	兵庫県	2020 年 6 月
		CSP	就労移行支援	神戸元町事業所	兵庫県	2020 年 12 月
		CSP	就労移行支援	大阪本町事業所	大阪府	2021 年 2 月
		直営	就労移行支援	大阪梅田事業所	大阪府	2022 年 3 月
		CSP	就労移行支援	大阪天王寺事業所	大阪府	2022 年 4 月
合計	29 事業所					

- (注) 1. 石巻駅前事業所と長町駅前事業所は、当初 CSP 事業所として開所した後に、直営事業所への切り替えを行ったことから、開所年月は CSP 事業所として開所した年月を記載しております。
2. 川崎事業所は、2017 年 4 月に神奈川県川崎市中原区にて武蔵小杉駅前事業所として開所した後、2019 年 1 月に神奈川県川崎市川崎区へ移転するとともに、川崎事業所へ事業所名を変更しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91	34.3	2.2	3,790

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、まん延防止等重点措置終了後も新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針下、依然として経済活動が抑制される厳しい状況となりました。政府の各種政策の効果や海外経済の改善があり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、コロナ感染再拡大、資源、原材料およびエネルギー価格の高騰、ならびに利上げによる欧米景気後退が起これ、これらによる国内経済への警戒感はその期待感を上回り、先行きが不透明な状況が続いております。

一方で、当社の属する障害福祉サービス業界では、民間企業に雇用されている障害者数が2021年6月時点で59.7万人（対前年比3.4%増加）、実雇用率は2.20%（対前年比0.05ポイント増加）と、いずれも過去最高となっております。企業規模別にみても、雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業で62,175.0人（前年は53,350.0人）、100～300人未満で114,905.0人（同113,199.0人）、300～500人未満で51,657.5人（同50,824.5人）、500～1,000人未満で678,290.5人（同66,588.0人）、1,000人以上で299,048.0人（同289,330.5人）と全ての企業規模で前年より増加しており（厚生労働省「令和3年障害者雇用状況の集計結果」）、引き続き障害者雇用に対する高いニーズが見込まれております。

このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での利用促進等の活動を進めてまいりました。以上の結果、当中間会計期間の売上高は310,034千円（前年同期比9.1%増加）、営業損失は49,947千円（前年同中間期は営業利益29,729千円）、経常損失は50,703千円（前年同中間期は経常利益29,145千円）、中間純損失は34,133千円（前年同中間期は中間純利益18,314千円）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、464,246千円（前年同中間期比155,758千円の増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失49,715千円、売掛金の増加額21,558千円、買掛金の減少額5,466千円、契約負債の減少額5,247千円等を計上したことにより、法人税等の還付額12,596千円、減価償却費1,250千円、のれん償却費1,269千円等を計上したものの、60,689千円の支出（前年同中間期は15,210千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入2,886千円を計上したものの有形固定資産の取得による支出276千円、無形固定資産の取得による支出3,100千円等を計上したことにより、612千円の支出（前年同中間期は830千円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済による支出100,000千円、長期借入金の返済による支出26,526千円を計上したことにより、126,526千円の支出（前年同中間期は144,268千円の収入）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次のとおりです。なお、当社は就労支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
就労支援事業	310,034	109.1
合計	310,034	109.1

(注) 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2022年9月30日)		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
宮城県国民健康保険団体連合会	115,720	40.7	130,526	42.1
神奈川県国民健康保険団体連合会	100,276	35.2	90,620	29.2
東京都国民健康保険団体連合会	37,632	13.2	29,778	9.6

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業においては、慢性的な人材不足や全般的なボーダーレス社会の浸透を背景として、雇用主サイドの採用ニーズ、利用者サイドの就労ニーズが相互に拡大しており、対応する人材スキルの高制度化及び多様化も進んでいることから、提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、eラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

(2) 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、新卒及び中途採用の積極化、システムの活用等による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

また、今後持続的な当社成長を支える人材の育成のため、社員研修等の活動強化に努めてまいります。

(3) 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっていることから、コンプライアンス体制の整備・強化が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、法改正等の最新動向の把握、コンプライアンス研修の実施、内部監査や監査役監査での法令遵守状況の確認等、多様なコンプライアンス活動の推進に継続的に取り組んでまいります。

(4) 収益源の多角化

当社の報告セグメントは就労支援事業の単一セグメントであり、当該事業のほとんどが障害者総合支援法等の法制度に依拠しているため、多角的な事業ポートフォリオの構築が当社の中長期的な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大やM&A等による収益源の多角化に積極的に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画してい

る場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間会計期末における流動資産の残高は 593,791 千円となり、前事業年度末比 174,957 千円減少しました。売掛金が 21,558 千円増加し、現金及び預金が 187,828 千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 76,949 千円となり 16,858 千円増加しました。繰延税金資産が 16,787 千円、リース資産が 3,762 千円増加し、敷金が 4,112 千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 148,739 千円となり 101,078 千円減少しました。未払金が 3,273 千円、未払費用が 4,022 千円増加し、短期借入金が 100,000 千円、契約負債が 5,247 千円、買掛金が 5,466 千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 437,361 千円となり 22,886 千円減少しました。リース債務が 3,523 千円増加し、長期借入金が 26,526 千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 84,640 千円となり 34,133 千円減少しました。中間純損失 34,133 千円を計上したことによる利益剰余金の減少が要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,284,000	4,713,000	1,571,000	1,571,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2021年1月27日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2022年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月20日 至 2033年2月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特に認めて乙に書面で通知した場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左

代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	普通株式 発行済株式 総数増減数 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数増減 数(株)	普通株式 発行済株式 総数残高 (株)	A種優先株 式発行済株 式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年 8月30日 (注) 1	61,000	—	1,421,000	150,000	30,500	66,440	30,500	50,300
2021年 1月27日 (注) 2	150,000	△150,000	1,571,000	—	—	66,440	—	50,300

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 若新雄純、菊地元太、奥洲物産運輸株式会社、坂本眞一郎、澤田正幸、西原繁美、大坪勉

発行価格 1,000 円

資本組入額 500 円

2. 普通株式の発行済株式数の増加 150,000 株は、2021 年 1 月 27 日付定款変更による A 種優先株式の廃止による増加であり、A 種優先株式の発行済株式数の減少 150,000 株は、2021 年 1 月 27 日付定款変更による A 種優先株式の廃止による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	9	—	—	15	24	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	6, 222	—	—	9, 488	15, 710	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	39. 6	—	—	60. 4	100	—

(7) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岡崎 衛	宮城県仙台市若林区	840,800	53.52
株式会社ユニークアイ	宮城県仙台市若林区木ノ下四丁目7番10号	350,000	22.27
ユニマック株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目1番19号 日精ビル6階	100,000	6.36
株式会社としすみ	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号 TOHTAM ビル2階	96,000	6.11
株式会社SEKAISHA	東京都渋谷区渋谷三丁目10番5号 TOHTAM ビル2階	32,000	2.03
菊地 元太	宮城県仙台市青葉区	30,000	1.90
齋 善晴	神奈川県横浜市南区	17,500	1.11
株式会社グローアップ	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目4番8号	15,400	0.98
坂本 眞一郎	東京都世田谷区	13,000	0.82
若新 雄純	東京都新宿区	12,500	0.79
合計		1,507,200	95.94

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,571,000	15,710	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,571,000	—	—
総株主の議決権	—	15,710	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年1月27日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

月別	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
最高（円）	1,300	—	—	—	—	—
最低（円）	1,300	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2. 2022年5月から2022年9月について売買実績はありません。

5 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間における役員の移動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)	就任年月日
取締役	COO	萩原 博人	1980年11月3日生	2004年4月 2013年9月 2020年8月 2021年6月 2022年7月	日本生命保険相互会社入社 株式会社HGC代表取締役 ユニマック株式会社代表取締役 株式会社HGCホールディングス 代表取締役 当社取締役（現任）	(注) 1	—	2022年7月1日

(注) 1. 取締役の任期は、2022年7月1日から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	高橋 亮太	2022年6月30日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性1名 （役員のうち女性の比率一％）

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	652,074	464,246
売掛金	88,673	110,231
前払費用	10,528	14,915
未収還付法人税等	15,041	2,444
その他	2,431	1,953
流動資産合計	768,748	593,791
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	4,563	4,228
工具、器具及び備品（純額）	2,416	1,681
リース資産（純額）	—	3,762
その他（純額）	12	0
有形固定資産合計	※1 6,992	※1 9,672
無形固定資産		
ソフトウェア	1,471	3,107
ソフトウェア仮勘定	3,413	4,549
のれん	4,086	2,816
無形固定資産合計	8,970	10,474
投資その他の資産		
敷金	31,480	27,368
繰延税金資産	12,634	29,421
その他	12	12
投資その他の資産合計	44,127	56,802
固定資産合計	60,090	76,949
資産合計	828,839	670,740

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2022年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,312	3,846
短期借入金	100,000	—
1 年内返済予定の長期借入金	53,052	53,052
リース債務	—	656
未払金	5,490	8,763
未払費用	35,944	39,966
未払法人税等	1,078	1,205
契約負債	19,997	14,750
賞与引当金	20,290	21,328
その他	※ 2 4,652	※ 2 5,170
流動負債合計	249,817	148,739
固定負債		
長期借入金	460,072	433,546
リース債務	—	3,523
その他	176	292
固定負債合計	460,248	437,361
負債合計	710,066	586,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,440	66,440
資本剰余金		
資本準備金	50,300	50,300
資本剰余金合計	50,300	50,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,032	△32,100
利益剰余金合計	2,032	△32,100
株主資本合計	118,773	84,640
純資産合計	118,773	84,640
負債純資産合計	828,839	670,740

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)	
売上高		284,157		310,034
売上原価	※ 1	185,336	※ 1	253,950
売上総利益		98,821		56,084
販売費及び一般管理費	※ 1	69,092	※ 1	106,032
営業利益又は営業損失 (△)		29,729		△49,947
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		0		2
その他		108		167
営業外収益合計		108		170
営業外費用				
支払利息		542		925
その他		150		—
営業外費用合計		692		925
経常利益又は経常損失 (△)		29,145		△50,703
特別利益				
補助金収入		—		1,476
特別利益合計		—		1,476
特別損失				
固定資産除却損		—	※ 2	488
特別損失合計		—		488
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)		29,145		△49,715
法人税、住民税及び事業税		10,702		1,205
法人税等調整額		128		△16,787
法人税等合計		10,830		△15,581
中間純利益又は中間純損失 (△)		18,314		△34,133

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	66,440	50,300	50,300	11,177	11,177	127,918	127,918
当中間期変動額							
中間純利益				18,314	18,314	18,314	18,314
当中間期変動額 合計	—	—	—	18,314	18,314	18,314	18,314
当中間期末残高	66,440	50,300	50,300	29,492	29,492	146,232	146,232

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	66,440	50,300	50,300	2,032	2,032	118,773	118,773
当中間期変動額							
中間純損失(△)				△34,133	△34,133	△34,133	△34,133
当中間期変動額 合計	—	—	—	△34,133	△34,133	△34,133	△34,133
当中間期末残高	66,440	50,300	50,300	△32,100	△32,100	84,640	84,640

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	29,145	△49,715
減価償却費	738	1,250
のれん償却費	1,269	1,269
受取利息及び受取配当金	△0	△2
支払利息	542	925
固定資産除却損	—	488
補助金収入	—	△1,476
売掛金の増減額 (△は増加)	△583	△21,558
買掛金の増減額 (△は減少)	△1,782	△5,466
賞与引当金の増加額 (△は減少)	2,262	1,038
契約負債の増減額 (△は減少)	3,500	△5,247
その他	2,030	5,733
小計	37,120	△72,761
利息及び配当金の受取額	0	2
利息の支払額	△542	△925
補助金の受取額	—	1,476
法人税等の還付額	—	12,596
法人税等の支払額	△21,368	△1,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,210	△60,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△276
無形固定資産の取得による支出	△1,211	△3,100
敷金及び保証金の回収による収入	2,018	2,886
敷金及び保証金の差入による支出	△12	—
その他	34	△122
投資活動によるキャッシュ・フロー	830	△612
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△100,000
長期借入れによる収入	160,000	—
長期借入金の返済による支出	△15,732	△26,526
財務活動によるキャッシュ・フロー	144,268	△126,526
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	160,309	△187,828
現金及び現金同等物の期首残高	148,179	652,074
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 308,488	※ 464,246

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備	8～15年
--------	-------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア	5年（社内利用可能期間）
-------------	--------------

のれん	5年
-----	----

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「注記事項（収益認識関係）2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,706千円	7,599千円

※ 2 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	738千円	923千円
無形固定資産	一千円	326千円

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
建物附属設備	一千円	488千円

(株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度 期首株式数(株)	前中間会計期間 増加株式数(株)	前中間会計期間 減少株式数(株)	前中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				前中間 会計期 間末残 高(千 円)
			前中間 会計期 間期首	前中間 会計期 間増加	前中間 会計期 間減少	前中間 会計期 間末	
提出会社	第1回新株予約権（ストック・ オプションとしての新株予約 権）(注) 1, 2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。前中間会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、前中間会計期間末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	第1回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)(注)1, 2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当中間会計期間末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位: 千円)

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	308,488	464,246
現金及び現金同等物	308,488	464,246

(リース取引関係)

(借主側)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主に事務機器等であります。

② リース資産の減価

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日時点)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	31,480	30,802	△678
資産計	31,480	30,802	△678
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	513,124	531,808	18,684
負債計	513,124	531,808	18,684

(※1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日時点)

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	27,368	26,620	△747
資産計	27,368	26,620	△747
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	486,598	501,657	15,059
負債計	486,598	501,657	15,059

(※1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表(貸借対照表)計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表(貸借対照表)計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	30,802	—	30,802
資産計	—	30,802	—	30,802
長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	531,808	—	531,808
負債計	—	531,808	—	531,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	26,620	—	26,620
資産計	—	26,620	—	26,620
長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	501,657	—	501,657
負債計	—	501,657	—	501,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均賃借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

	就労支援事業（千円）
直営事業所売上	255,448
CSP 加盟金売上（注）	2,499
CSP ロイヤリティその他売上（注）	20,529
その他の売上	5,680
顧客との契約から生じる収益	284,157
その他の収益	—
外部顧客への売上高	284,157

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

	就労支援事業（千円）
直営事業所売上	263,814
CSP 加盟金売上（注）	4,499
CSP ロイヤリティその他売上（注）	31,927
その他の売上	9,792
顧客との契約から生じる収益	310,034
その他の収益	—
外部顧客への売上高	310,034

（注）CSP とは、Change Social Partners の略で、当社の経営理念に共感したパートナー企業（フランチャイジー）のことです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の 5 ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する

ステップ 2：契約における履行義務を識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ 5：履行義務の充足時に収益を認識する

「3【事業の内容】」に記載の通り、当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入（CSP 加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度（千円）	当中間会計期間（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	93,662	88,673
顧客との契約から生じた債権 （中間期末（期末）残高）	88,673	110,231
契約負債（期首残高）	10,250	19,997
契約負債（中間期末（期末）残高）	19,997	14,750

契約負債は、主に CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金にかかる前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	前事業年度（千円）	当中間会計期間（千円）
1年以内	9,747	8,833
1年超2年以内	7,250	4,916
2年超3年以内	3,000	1,000
3年超	—	—
合計	19,997	14,750

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	115,738
神奈川県国民健康保険団体連合会	100,276
東京都国民健康保険団体連合会	37,682

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
宮城県国民健康保険団体連合会	130,526
神奈川県国民健康保険団体連合会	90,620
東京都国民健康保険団体連合会	29,778

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、就労支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2022年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	93 円 08 銭	53 円 88 銭

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	11円65銭	△21円72銭
中間純利益又は 中間純損失(△)(千円)	18,314	△34,133
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は 中間純損失(△)(千円)	18,314	△34,133
期中平均株式数(株)	1,571,000	1,571,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり中間純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の 株式数8,000株)	新株予約権 1 種類(新株予約権の 株式数8,000株)

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、2022 年 3 月期中間期は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また 2023 年 3 月期中間期は中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

(重要な後発事項)

2022年10月20日付で奥洲物産運輸株式会社が行う障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を当社が譲り受けることについて決議し、同年10月31日付で事業譲受契約を締結いたしました。事業譲渡日は2023年1月1日を予定しております。

譲受価額は、60,000千円となっております。

本件による当社の当期(2023年3月期)の業績に与える影響は軽微であると考えております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://manaby.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月28日

株式会社manaby

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新関 智之

業務執行社員 公認会計士

外山 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manabyの2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社manabyの2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、

個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査に比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上